

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

久喜市教育委員会

■就学援助制度とは■

この制度は、経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部の支給する制度です。この制度は、単年度申請（毎年度申請が必要）です。

(1) 援助の対象となる方（所得等の審査有り）

令和5年度又は令和6年度中に下記①～⑨のいずれかの措置を受けた方、又は⑩に該当する方のみ対象です。

事由	必要書類
①生活保護法に基づく保護の停止または廃止	左記の該当する事由を証明する書類のコピー 例1) ⑦の事由：令和5年度児童扶養手当受給者証 ※特別児童扶養手当とは異なります。 例2) ⑧の事由：貸付決定年月日が令和5年度又は令和6年度中の貸付決定通知
②事業税の減免	
③市民税の減免	
④固定資産税の減免	
⑤国民健康保険税(料)の減免又は徴収の猶予	
⑥国民年金保険料の免除	
⑦児童扶養手当法による児童扶養手当の支給	
⑧社会福祉協議会による生活福祉基金の貸付	
⑨市民税の非課税 (生計を同一にする方全員が市民税非課税[所得割・均等割共に非課税])	非課税証明書(令和6年1月1日現在で世帯構成員全員が久喜市に居住していた場合は不要)
⑩生計を同一にする方全員の所得合計金額(公的年金含む)が、生活保護基準額の1.3倍以下 (注1) 市県民税の申告・確定申告を必ず済ませてください。特に、 <u>家族の扶養に入っていない方、専従者(配偶者・同居家族)の方が未申告の場合があります。未申告のままだと審査が保留状態となりますのでご注意ください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年中の所得を証明する書類(令和6年1月1日現在で世帯構成員全員が久喜市に居住していた場合は不要) <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p>【該当する方のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸アパート等の契約書の写し <p>(契約者が世帯構成員以外は不可)</p> </div> <p>(注2) 保護者の親等と同居の場合、住民票上は別世帯でも、公共料金(水道等)の契約が別でないときは同一世帯とします。(契約が別の場合は、契約者全員の検針票、領収書等を添付)</p>

(2) 申請期間 **令和6年3月1日(金)～令和6年4月30日(火)**

- ・郵送の場合は、消印日令和6年4月30日(火)まで有効
- ・令和6年5月1日以降の申請の場合は、申請月の翌月からの認定(6月1日認定等)となり、新入学児童生徒学用品費は支給されません。
- ・校外活動費(林間学校等)及び修学旅行費は、認定年月日以降に参加した場合のみ支給します。例えば、5月1日に申請し、認定年月日が6月1日の場合は、5月中に参加した修学旅行費は支給されません。市内中学校修学旅行は、例年5月頃から実施しております。申請希望の方は、令和6年3月1日～4月30日の間に申請をするようにしてください。
- ・**久喜市内小・中学校では受付できません。**

(3) 申請に必要なもの

- ・申請書(窓口に備えてあります。市ホームページからダウンロードが可能)
- ・必要な添付書類・・・申請の事由別に、(1)の表の「必要書類」欄に記載された書類(⑨⑩は不要場合もあり)

(裏面に続く)

(4) 申請先

令和6年4月1日から担当課、受付窓口等の名称が変更しています

- ・窓口による申請（8:30～17:15 土・日・祝日除く）

久喜市教育委員会教育総務課（鷲宮行政センター3階【旧 鷲宮総合支所】）	菖蒲行政センター2階 総務・人権係 窓口【旧 菖蒲総合支所 総務管理課】
久喜市役所1階 庶務課 環境経済・教育分室	栗橋行政センター1階 総務・人権係 窓口【旧 栗橋総合支所 総務管理課】

- ・郵送による申請：久喜市教育委員会教育総務課 学事保健係（〒340-0295 久喜市鷲宮 6-1-1）へ。消印日を受付日とします。また、郵便トラブルについては一切責任を負いかねます。簡易書留等で郵送する場合、郵送料金+簡易書留料金は申請者負担となります。

(5) 注意事項

- ・令和6年1月2日以降に久喜市に住民登録をされた方で、表面⑨又は⑩の事由で申請する場合は、該当事由を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書、令和6年度非課税証明書、令和6年度所得証明書等）を提出してください。
- ・再婚等に伴い児童扶養手当が廃止された場合や、世帯構成員が増えた場合は、再審査を実施しています。
- ・審査に必要な書類が不足していた場合、個別に通知する期限内に書類の提出がないときは、申請を取り消すことがあります。

(6) その他

- ・所得による審査における認定の目安を市ホームページに公開しています。
- ・審査結果は、6月中旬から随時発送予定です。
- ・認定になった場合、就学援助費は全て所属の学校を通じて3期に分けて支給します。
- ・生活保護を受給している場合は、就学援助制度の申請は不要です。令和6年4～5月中旬に認定通知等を送付します。なお、支給費目は修学旅行費と医療費のみとなります。

◇参考 令和5年度 各費目の支給実績

費目名	支給金額（年間上限額）		備考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630円	22,730円	認定年月日が5月1日以降の場合は月割額
通学用品費(2～6年生)	2,270円	2,270円	
新入学児童生徒学用品費(1年生のみ)※	54,060円	60,000円	認定年月日が4月1日の方のみ
学校給食費	実費	実費	実費で支払った分のみ
校外活動費(宿泊なし)	1,600円	2,310円	交通費・見学料等のみ 認定年月日以降に参加した場合のみ
校外活動費(宿泊あり)	3,690円	6,210円	
修学旅行費	22,690円	60,910円	団体行動以外の経費は対象外 認定年月日以降に参加した場合のみ
オンライン学習通信費	14,000円	14,000円	市内小・中学生の第1子のみ
医療費	学校で治療勧告を受けた疾病（学校病のみ）の治療費 ※こども医療費助成制度等との併用は不可		

※久喜市の就学援助制度において新入学児童生徒学用品費を入学前（令和6年2月）に受給した方や、他市町村で公的扶助制度による当該費目に相当する額を受給した方は、入学後の支給はありません。

- ・学用品費、通学用品費、学校給食費、オンライン学習通信費：認定年月日が5月1日以降の場合は月割額
- ・支給金額は、年度によって異なる場合があります
- ・その他、制度の詳しい内容につきましては、久喜市教育委員会教育総務課学事保健係までお問い合わせください。

問い合わせ先：久喜市教育委員会 教育総務課学事保健係 Tel:0480-58-1111